



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 規則

\*42 職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則の一部を改正する規則 (人事課)..... 1

### ○ 告示

- 1530 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活課)..... 1
  - 1531 " ( " )..... 2
  - 1532 指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課)..... 2
  - 1533 " ( " )..... 3
  - 1534 " ( " )..... 3
  - 1535 救急病院の認定 (医務課)..... 3
  - 1536 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要 (商工振興課)..... 3
  - 1537 保安林の指定施業要件変更予定 (森林整備課)..... 4
  - 1538 公共測量の実施 (技術調査課)..... 4
  - 1539 公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定 (建築住宅課)..... 4
  - 1540 和歌山県港湾施設管理条例による所有者不明の物件の措置 (港湾空港振興課)..... 5
- 教育委員会告示
- 9 口頭により開示請求をすることができる個人情報 ..... 5

## 規 則

### 和歌山県規則第42号

職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年12月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則の一部を改正する規則(職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則(昭和42年和歌山県規則第22号)の一部を次のように改正する。

本則中「平成29年3月1日」を「平成30年3月1日」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 和歌山県告示第1530号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え

置いて、平成30年1月15日まで縦覧に供する。

平成29年12月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成29年12月15日

2 名称

特定非営利活動法人ひとのわ

3 代表者の氏名

鈴木清人

4 主たる事務所の所在地

和歌山県紀の川市東国分353番地36

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者をはじめとする全ての地域住民の方々の身近な困りごとの解決に向けた活動や、やりたいことの支援活動を行い、住みなれた地域で楽しく安心して暮らせるまちづくりに寄与することを目的とする。

**和歌山県告示第1531号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成30年1月15日まで縦覧に供する。

平成29年12月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成29年12月15日

2 名称

特定非営利活動法人日ノ岬・アメリカ村

3 代表者の氏名

谷進介

4 主たる事務所の所在地

和歌山県日高郡美浜町大字三尾778番地

5 定款に記載された目的

この法人は、日ノ岬・アメリカ村（三尾地区）を中心とした地域において、地域の再生とふるさと教育に関する事業を行い、地域の振興に寄与することを目的とする。

**和歌山県告示第1532号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成29年12月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 担当する医療の種類<br>(薬局は除く。) | 主として担当する医師<br>(薬剤師)の氏名又は訪問<br>看護ステーション等の名称 | 指 定<br>年 月 日 |
|---------|----------|-----------------------|--|--------------|
|         |          |                       |  |              |

|                 |               |   |      |              |
|-----------------|---------------|---|------|--------------|
| ごんべえドリ薬局<br>紀見店 | 橋本市紀見字椿原591-1 | — | 坂谷徳世 | 平成<br>29.7.1 |
|-----------------|---------------|---|------|--------------|

## 和歌山県告示第1533号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成29年12月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 医療機関の名称  | 医療機関の所在地     | 担当する医療の種類<br>(薬局は除く。) | 主として担当する医師<br>(薬剤師)の氏名又は訪問<br>看護ステーション等の名称 | 指 定<br>年 月 日  |
|----------|--------------|-----------------------|--|---------------|
| 幸生堂薬局日置店 | 西牟婁郡白浜町日置981 | —                     | 梶田幾生                                       | 平成<br>29.10.1 |

## 和歌山県告示第1534号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成29年12月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 医療機関の名称        | 医療機関の所在地   | 担当する医療の種類<br>(薬局は除く。) | 主として担当する医師<br>(薬剤師)の氏名又は訪問<br>看護ステーション等の名称 | 指 定<br>年 月 日  |
|----------------|------------|-----------------------|--|---------------|
| さくらの薬局鮎川<br>支店 | 田辺市鮎川565-1 | —                     | 玉井久生                                       | 平成<br>29.11.1 |

## 和歌山県告示第1535号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成29年12月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 貴志川リハビリテーション病院
- 2 所在地 紀の川市貴志川町丸栖1423-3
- 3 有効期限 平成32年12月25日

## 和歌山県告示第1536号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成29年12月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
パワー和歌山インター店  
和歌山県和歌山市小豆島字院田53番地1外
- 2 意見の対象となった届出に係る告示  
平成29年和歌山県告示第1057号

## 3 意見の概要

- (1) 環境面、衛生面、排出量及び回収ペースを考慮した廃棄物保管施設を確保してください(生ゴミについては、2日分以上を確保できる施設にしてください。)
- (2) 予測結果に反し、等価騒音レベルが環境基準値を超え、近隣住民からの苦情の申立てがあれば、対策を検討してください。
- (3) 通学路の安全確保に十分注意してください。

## 4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山市産業まちづくり局産業部商工振興課(和歌山市七番丁23番地)

## 5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成29年12月26日から平成30年1月26日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

---

**和歌山県告示第1537号**

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年12月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

**和歌山県告示第1538号**

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき和歌山市長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成29年12月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 公共測量(道路台帳平面図データ作成)
- 2 作業期間 平成30年1月5日から同年3月30日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市の一部(総延長22.2km)

---

**和歌山県告示第1539号**

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないことを認定した。

平成29年12月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 認定番号 建字第12150002号
- 2 認定日 平成29年12月26日
- 3 対象区域 新宮市佐野三丁目507-13、507-33、507-37、558-7及び599-1
- 4 縦覧に供する場所 和歌山県県土整備部都市住宅局建築住宅課  
東牟婁振興局新宮建設部

**和歌山県告示第1540号**

和歌山県港湾施設管理条例（昭和31年和歌山県条例第38号）第7条の2第1項の規定に基づき、港湾施設管理上支障がある所有者不明の物件の措置を次のとおり行う。

平成29年12月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 物件の所在及び種類
  - (1) 所在  
日高郡美浜町大字濱ノ瀬字下東端356番7地先
  - (2) 種類  
機械設備（縦約0.7メートル・横約1.3メートル・高さ約1.1メートル）及びその附属物  
H形鋼製工作物（縦約1.1メートル・横約4.0メートル・高さ約2.6メートル）及びその附属物  
倉庫（縦約0.7メートル・横約0.9メートル・高さ約1.6メートル）及びその附属物
- 2 所有者等の行うべき措置  
当該物件の所有者、占有者その他当該物件について権原を有する者（以下「所有者等」という。）は、日高振興局建設部に連絡した上で、この告示の日から30日以内に当該物件を除去すること。
- 3 和歌山県知事が行う措置  
所有者等が期限までに2の措置を行わないときは、和歌山県知事は、当該措置を自ら行い、又は他の者に命じ、若しくは委任して当該物件を除却するものとする。  
なお、除去後に所有者等が判明した場合には、当該所有者等に対して、和歌山県港湾施設管理条例第7条の2第7項の規定に基づき、当該除去に要した費用を請求するものとする。
- 4 連絡先  
御坊市湯川町財部651  
日高振興局建設部管理保全課（電話番号 0738-24-2931）

**教育委員会告示**

**和歌山県教育委員会告示第9号**

和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第25条第1項の規定により、口頭により開示請求をすることができる個人情報を次のように定める。

平成29年12月26日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

| 口頭により開示請求をすることができる個人情報 |                                     | 口頭により開示請求をすることができる期間                              | 口頭により開示請求をすることができる場所 |
|------------------------|-------------------------------------|---|----------------------|
| 事務の名称                  | 開示する内容                              |   |                      |
| 和歌山県立中学校入学者選考          | 和歌山県立中学校入学者選考における適性検査Ⅰ、適性検査Ⅱ及び作文の得点 | 選考結果発表の日の翌日から2週間及び当該選考結果発表の日の属する年度の3月22日から同月28日まで | 受検した県立中学校            |